

令和4年度例規マネジメント見直し結果

No.	区分	例規名	制定年月日	所管部署	「大府市条例等整備指針」に基づく規定形式の適切性の確認	「例規マネジメント体制の構築」に基づく適時性の確認	対応区分	対応方針
1	条例	大府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	平成17年12月27日 大府市条例第40号	行政管理課	長期継続契約を締結することができる契約は、地方自治法第234条の3に定めるもののほか、地方自治法施行令第167条の17により、条例で定めることとされており、規定形式は適切である。	長期継続契約の活用により契約事務の効率化を図る観点から条例化されている。条例で規定する内容は、他市の条例ともほぼ同じものであり、実務にも合致しているため、規定内容は適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。 なお、長期継続契約を締結できる契約の詳細な要件については、現行の運用規定の内容を確認した上で、規則や要綱において定めることを検討する。
2	条例	大府市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例	昭和45年9月1日 大府市条例第40号	行政管理課	地方自治法第237条第2項の規定に基づき、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」とあるため条例により定めることは適切である。	現在も定期的に条例に基づく事務を行っており、その内容についても他市の条例とほぼ同内容で適切に定められている。文言の修正が必要な箇所があるが、軽微であるため今回の改正は不要である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
3	条例	大府市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	平成14年3月28日 大府市条例第2号	学校教育課	公立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第4条第1項の規定により条例で定めるべき内容について規定しており、適切である。	学校医等の公務上の災害に対する補償は、法律で「政令で定める基準に従い、条例で定める」こととされており、条例では「政令の規定の例による」としている。知多管内の全ての市で同内容で、かつ、規定内容は適切である。なお、直近10年以上学校医等の公務災害の実績はなく、様式等は規則で定められている。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
4	規則	大府市表彰条例施行規則	昭和48年3月31日 大府市規則第8号	秘書人事課	大府市表彰条例に「市長が別で定める」とした内容を規定しており、適切な規定となっている。	現在の規定内容に沿った事務を実際に行っており、他の自治体と同様の規定となっているため、規定内容は適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
5	公平委員会規則	大府市公平委員会の会議に関する規則	昭和46年4月1日 大府市公平委員会規則第1号	公平委員会	地方公務員法第11条第5項に「公平委員会の議事について必要な事項は公平委員会が定める」こととなっており、公平委員会規則で定めることが適切である。	委員・委員長・委員会の議事の主なものは、地方公務員法で定められており、公平委員会が定めるのは、議事のうち法の定めのない部分である。市議会委員会条例等の他の委員会の例規と比較しても議事について不足する内容はなく、規定内容も適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
6	規則	大府市職員の退職手当に関する条例施行規則	平成18年3月31日 大府市規則第27号	秘書人事課	職員の退職手当に関する条例による委任を受けた内容を規定しており、適切な規定形式となっている。	現在の規定内容自体は、実際の運用と乖離なく、適切である。ただし、条例で規則委任している事項のうち、規則に規定されていない内容が少なからず見受けられる。また、定年引上げに伴う条例改正により、規則委任事項が追加されるため、これを含めて規則の改正が必要となる。	改正	退職手当に関する条例による規則委任事項で、現在規則に規程されていないもののうち、必要なものを規定することとする。
7	消防本部訓令	大府市消防職員服装規程	昭和45年9月1日 大府市消防本部規程第6号	消防総務課	訓令は「職員に対して、内部的な管理運営事項について指揮監督するために定めるもの」とさせており、消防職員の服装については訓令で定めることが適切である。	消防職員の服制については、消防組織法により、消防庁の基準に従い市町村の規則で定めることとされているが、規則の細目を訓令で定めたもの。夏服・冬服の着期間については、現実には市役所のクールビズ期間に合わせているため、実際と乖離が生じているため、必要な改正を行う。	改正	必要な改正を行う。